

学校法人桑沢学園
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

学校法人桑沢学園は、教職員が育児や介護等と仕事の両立を図りながら、個々の能力を十分に発揮し、継続して活躍できる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を推進することを目的として、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日（5年間）

2. 計画内容

【目標1】（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

男性教職員の育児休業取得率を50%以上とする。あわせて、育児を行う教職員が多様な働き方を選択できる制度の整備を推進する。

<取組内容>

- 育児・介護休業法（2025年10月改正施行）に基づき、育児両立支援制度等に関する周知及び意向確認・聴取を徹底することにより、対象となる教職員のうち、男性の育児休業取得率50%以上の達成を図る（出生時育児休業も取得に含める）。
- 育児・介護休業法（2025年4月改正施行）において、3歳未満の子を養育する労働者に対するテレワークの導入が努力義務とされたことを踏まえ、3歳未満の子を養育する教職員のみならず、介護を行う教職員や病気療養中の教職員も対象とした、短時間勤務制度、始業・終業時刻の変更、テレワーク等の柔軟な働き方の導入について検討を行い、計画期間内の制度化を目指す。

【目標2】（女性活躍推進法に基づく目標） *前計画における未達成目標の継続

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性が十分に能力を発揮できる職場環境の整備を図り、事務局管理職に占める女性職員の割合を20%以上とする。

<取組内容>

- 女性職員が、個々の状況やライフステージにかかわらず、自ら管理職として活躍する姿を具体的にイメージできるよう、管理職の働き方の見直しを進めるとともに、性別にとらわれない登用を徹底し、幅広い業務に主体的に参画できる機会を確保するなど、昇任を目標として仕事に取り組むことができる環境づくりを推進する。
- 管理職候補者の裾野を拡大するため、係長及び主任級職員を対象とした研修機会の充実や多様な職務経験の付与等に計画的に取り組み、将来の管理職登用を見据えた人材の育成を図る。

【目標3】（次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく目標）

フルタイムで勤務する教職員の各年度における月平均所定外労働時間（法定休日労働を含む）を20時間未満とする。

<取組内容>

- 対象となる教職員の所定外労働時間及び法定休日労働時間を適切に把握し、月ごとの労働時間が増加傾向にある教職員がいる場合は、所属長に状況を共有して、担当業務の見直しや複数担当への変更等、業務負担の平準化及び労働時間の縮減を図る。

以上